

令和 8 年度

自転車等駐車場（北部地区）
LED照明器具賃貸借契約
仕 様 書

川崎市建設緑政局
自転車利活用推進室

目 次

- 1 履行内容
- 2 機器仕様
- 3 設置仕様
- 4 賃貸借物品の管理・故障対応
- 5 添付資料

別紙1 「既設照明リスト」

別紙2 「作業条件一覧」

別紙3 「LED照明器具管理台帳」

1 履行内容

本契約は環境省で進めている脱炭素先行地域づくりを推進するための事業であり、本事業には地域脱炭素移行・再エネ推進交付金が別途交付されるものとする。

履行内容は以下による。ただし、機器仕様、設置仕様、賃貸借物品の管理・故障対応は別示す。なお、本仕様書、自転車等駐車場（北部地区）LED照明器具賃貸借契約書に定めのない事項については、本市と受注者で双方協議の上、決定することとする。

(1) 契約名称

自転車等駐車場（北部地区）LED照明器具賃貸借契約

(2) 業務概要

川崎市で管理している自転車等駐車場（北部地区：13箇所）の既設照明器具をLED照明器具に交換し、LED照明器具を賃貸借すること。

(3) 賃貸借対象

対象施設において別紙1に示す既設照明器具に置き換えるLED照明器具

ア 賃貸借物品の運搬、搬入、設置、調整を含む。

イ 既設照明器具の撤去、運搬を含む。

ウ 数量は別紙1の既設照明器具数を参照のこと。

エ LED照明器具及び設置に必要な部材は未使用品であること。

(4) 対象施設

登戸駅周辺自転車等駐車場第1施設（川崎市多摩区登戸新町421番先）ほか12施設

(5) 賃貸借物品の設置期限

令和9年2月28日

(6) 賃貸借期間

令和9年3月1日から令和14年2月29日までの5年間

本市による完了検査を設置期限までに合格し、合格後設置期限の翌日から賃貸借期間を開始する。

(7) 本契約の履行について

以下アからケの流れに従い、本契約を履行すること。

ア 本市との打合せ

契約締結後、作業体制を本市へ提出し承諾を得ること。また、スケジュールについて本市との打合せを行うこと。

イ 作業計画

受託者は、契約後速やかに次に示した内容の作業計画書を、電子データで提出するものとする。

(ア) 緊急連絡体制表

(イ) 安全対策

- (ウ) 作業体制表
- (エ) 実施工程表
- (オ) 仮設計画
- (カ) 各種検査要領書及び記録表
- (キ) その他必要とする書類

ウ 賃貸借物品の選定及び調達

別紙１に記載されている既設照明器具に置き換えるＬＥＤ照明器具を選定し、ＬＥＤ照明器具及び設置に要する部材を調達する。既設照明器具とＬＥＤ照明器具の数量は基本的に同一とすること。選定した器具の型番、仕様等を本市に提出し、承諾を得ること。

エ 施工（写真撮影、チェックリスト作成、ＬＥＤ照明器具台帳作成を含む）

オ 受注者による設置後自主検査（設置状態確認、点灯状態確認、絶縁抵抗測定、照度測定、産業廃棄物の撤去、運搬確認）

カ 関係諸官公庁等への申請、届出及び検査等

※必要な場合のみ対応すること。

キ 完成図書の提出及び本市による完了検査（書類審査及び目視確認）

ク 賃貸借開始

ケ 契約不適合責任期間終了前確認（点灯状態確認）

※契約不適合責任期間終了１か月前から、契約不適合責任期間終了までに実施すること。

(8) その他

ア 本契約の履行において、各種関連法令及び規則、基準、規格は最新のものを遵守すること。

イ 本契約は、地方自治法第２３４条の３に基づく長期継続契約とする。

ウ 賃貸借契約期間の開始は、令和９年３月１日からとするが、器具の仮使用として、設置した箇所から順次、受注者は使用を認めるものとする。仮使用期間中に消灯等が発生した場合は、その原因が機器の不具合による場合は、受注者の負担で物品の取り替え、代替え、修理等（交換作業費含む）を行うものとする。

エ 受注者は賃貸借期間終了後、自転車等駐車場（北部地区）ＬＥＤ照明器具賃貸借契約書第７条の規定に関わらず、賃貸借物品を無償で本市に引き渡すこととする。なお、固定資産税は非課税とする。

オ 賃貸借物品の取り外し、再設置（設置箇所の変更を含む）

(ア) 本市がＬＥＤ照明器具の取り外し、再設置（設置場所の変更を含む）を賃貸借期間中に本市の都合により行う場合は、本市の責において行うこととする。

(イ) 受注者は、ＬＥＤ照明器具の取り外し、設置、調整及び検査に必要な情報を本市に提供することとする。

(ウ) 取り外し、再設置したＬＥＤ照明機器に対する各種の対応は、取り外し、再設置に

より変化しないものとする。ただし、取り外し、再設置したことが原因で生じた不具合については除く。

(エ) 取り外し、再設置により設置箇所の変更を行った場合、本市は管理番号から設置箇所を特定できる図面を作成し、受注者に提出する。

2 機器仕様

選定するLED照明器具は、次の各条件を満たす製品とすること。

なお、(5)～(11)については、本市からの求めがあった際には、要求内容を充足することを仕様書、数値、図面等により示すこと。

(1) 基本事項

本仕様書、日本産業規格（JIS）、日本電気工業規格（JEM）、その他関係する諸法令、規則及び条例などを遵守すること。

(2) 交換方法

原則器具ごと交換を行うこと。（ランプのみの交換は不可とし、既存灯具を使用しての配線改造も認めないものとする。）ただし、交換に適した器具が存在しない場合等の対応については、本市との協議による。

(3) 使用器具

ア 既設照明器具からの置き換えに適した寸法の器具を選定すること。

イ 原則として、全ての照明器具について、自動で制御可能な調光機能（人感センサ、明るさセンサ等）を有し、設置場所毎に調光機能のオンオフを切替え可能な器具を選定するものとする。

なお、調光機能の設定内容については発注者と協議のうえ決定するものとする。

ただし、調光機能を有する器具が存在しない照明又は法的に調光することが不適切な照明等（避難口誘導灯等）についてはこの限りではない。

ウ 公共施設用照明器具（一般社団法人日本照明工業会規格 JIL5004）と同等以上の性能を有する器具を原則として選定すること。ただし、適した公共施設用照明器具が存在しない場合は本市との協議の上で選定すること。

エ 蛍光ランプとLEDランプを取り違える可能性がないLED照明器具とすること。

オ 別紙1に記載の同じ種類の既設明器具は、原則として同一メーカーで同一機種のLED照明器具とすること。ただし、納期に支障が生じる場合は本市との協議による。

カ 既設照明器具に付属機器及び機能がある場合は、交換するLED器具も同様に付属機器及び機能を付けること。

(4) 非常灯及び誘導灯

既設照明器具がバッテリー内蔵型の場合、LED照明器具はバッテリー内蔵型を採用すること。賃貸借期間中のバッテリー交換は受注者が行うこと。その際の費用負担は受注者とする。

既設照明器具がバッテリー別置型の場合、ＬＥＤ照明器具もバッテリー別置型とし、既設配線と接続させること。

既設照明器具に相当するＬＥＤ照明器具の非常灯及び誘導灯が存在しない場合の機種選定は、本市との協議による。

(5) 定格寿命

全光束が初期値の 70% となるまでの総点灯時間が 40,000 時間以上であること。

(6) 光源色

蛍光灯は昼白色を基本とし、電球型は電球色を基本とする。原則として既設照明器具から大きく異なるものではないこと。

(7) 照度

賃貸借期間中は、JIS 照度基準及び労働安全衛生規則を満たす照度を保つこと。また原則照明器具交換前の照度以上であること。

(8) 配光・輝度

既設照明器具から大きく異なるものではないこと。

(9) 耐環境性

ＬＥＤ照明器具は設置場所の雰囲気に適した耐環境性を有するものであること。

(10) 調光、人感センサー、遠隔制御

調光、人感センサーまたは遠隔制御により点灯及び消灯される既設照明器具については、ＬＥＤ照明器具への交換後も調光、人感センサーまたは遠隔制御により点灯及び消灯できること。このとき調光スイッチはＬＥＤ照明器具に適合したものに置き換えること。

(11) 入力電圧

設置場所の配電電圧に適合したものであること。配電電圧の変更は行わないこと。

3 設置仕様

(1) 関連法令など

本仕様書、国土交通省大臣官房庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書、公共建築設備工事標準図、電気設備に関する技術基準を定める省令、内線規程及び関係するその他の諸法令、規則及び条例に準拠すること。準拠する仕様書等は契約時点の最新版とすること。

(2) 関係諸官公庁等への申請及び届出

既設照明器具からＬＥＤ照明器具へ置き換える際に必要となる関係諸官公庁等への申請、届出及び検査等の手続きが必要な場合は、本市と事前調整を行った上で受注者が適切に対応すること。

(3) 設置作業期間

設置作業期間は契約日から令和 9 年 2 月 28 日までとする。詳細の期間・日程については、受注者が作成した作業スケジュールにより本市との協議の上決定する。協議により土

日祝日又は夜間での作業もあり得るとする。

なお本市と協議の上決定した作業期間や作業時間等について、本市の都合により変更する必要が生じた際は、双方の協議により変更内容を決定するものとする。

(4) 作業時間及びその他作業条件

各施設の作業時間及びその他作業条件は別紙２「作業条件一覧」のとおりとする。なお作業内容や作業時間等について、事前に本市と綿密に調整を図るものとする。また、作業の立会い等に伴い施設管理者の費用が発生する場合は、受託者が負担するものとする。

(5) 設置

ア 受注者は必ず類似業務経験のある者を建設業法に基づく現場代理人（主任技術者）として選任すること。現場代理人は現地作業期間中、現場に常駐すること。やむを得ず現場代理人が現場に出向できない場合は代理者を選任すること。

イ 電気工事士の資格を有するものが施工を行うこと。また、従事者の氏名等を通知すること。

ウ 設置前に現場調査、回路調査等を十分に行い、作業を実施すること。また、調査等において本仕様書との相違を発見した場合には、速やかに本市に報告し、作業前に必ず協議すること。

エ 比較のため、照明器具交換前の照度測定を行うこと。

オ キュービクル及び分電盤内での結線等の作業が必要な場合は、受注者にて電気主任技術者を手配し、立会の下で作業を実施すること。なお、ブレーカーの ON・OFF 操作に関しては、電気主任技術者の立会を不要とする。

カ 絶縁抵抗及び電流値の測定

「電気設備に関する技術基準を定める省令」に基づき分電盤の分岐回路ごとに施工前・施工後に絶縁抵抗の測定を行うこと。また、併せて施工前・施工後の電流値を測定し、異常があった場合は受注者と本市により協議を行い、対処すること。

キ 設置作業において発生する軽微な補修等については、本契約の作業範囲として実施すること。局所的に劣化している配線は、設置の際に受注者が補修を行うこと。劣化が配線の全体に及ぶ場合は受注者と本市の協議により対処方法を決定する。また、アスベスト含有調査や天井の切削が必要となった場合の対応は、本市との協議により決定する。

ク 施工場所で他の工事業者による別工事がある場合は、別工事の工事業者との調整に協力すること。

ケ LED照明器具及び部材等の置き場が必要な場合は本市と協議すること。

コ 部材等の搬入・搬出経路については、施設管理運営上の支障に留意し、本市の承諾を得ること。

サ LED照明器具には、電気設備工事施工マニュアルに基づき器具の落下防止措置を施し、あわせて取付け用ネジにはネジゆるみ止め剤などを塗布すること。高天井に取り付けるLED照明器具には、落下防止ワイヤーを施すこと。

シ 必ずLED照明器具の発注前に現場調査、回路調査等を十分に行うこと。十分な調査をせず、調査前に発注し開封した照明器具において、調査後に設置できないことが判明した場合、既に発注、開封した照明器具は本市では引き取らず、受託者が引き取るものとし、本仕様書との相違分について、減額の協議を行うものとする。

(6) 既設照明器具の撤去、運搬、処分

撤去した既設照明器具等は「廃棄物の処理および清掃に関する法律」など関連法令に従い、適正に運搬処分すること。

LED照明器具等の運搬で使用した梱包材、LED照明器具の設置により不用となる既設の配管、配線、器具及び設置中に発生した産業廃棄物等は、受注者（下請業者含む）が排出事業者として全て撤去、運搬及び処分すること。（ただし、打込配管はそのままとすること。）

撤去、運搬終了後、本市の確認、承諾を得ること。仮に一部撤去、運搬されていない産業廃棄物等があった場合、責任をもって撤去、運搬すること。

既設照明器具の処分に当たっては、安定器のPCB含有の有無を確認し、無い場合は、適切に運搬及び処分すること。処分後、PCB含有の有無を含め、処分に関する報告書を提出すること。

また、設置中に発生したバッテリーについては、受注者が全て「一般社団法人JBRC」に引き渡す等、再資源化に努めること。

PCBが含有されている安定器は搬出せず、廃棄物処理法で規定された保管基準に沿う方法で本市に引き渡すこと。引き渡し方法の詳細は本市と受注者の協議による。また、PCBが含有されている安定器のメーカー見解書及び写真など処分に必要な情報を本市に提供すること。

(7) 設置後検査

受注者による設置後自主検査を次のとおり行い、検査結果を本市に書面で提出すること。

ア 設置状態確認

各LED照明器具について、員数確認を行うとともに、正常に設置され、器具の脱落の恐れがなく、天井材との隙間等がないようにすること。

イ 点灯状態確認

各LED照明器具が異常なく点灯することを確認すること。

ウ 絶縁抵抗及び電流値の測定

LED照明器具の設置後に「電気設備に関する技術基準を定める省令」に基づき分電盤の分岐回路ごとに絶縁抵抗及び電流値の測定を行い、問題のないことを確認すること。

エ 照度測定

JIS 照度基準及び労働安全衛生規則を満たす照度を保つこと。また原則照明器具交換前の照度以上であること。

オ 産業廃棄物の撤去、運搬確認

全て撤去、運搬されていること

(8) チェックリストの作成

設置の品質を確保するため、設置中の配線接続、脱落防止、仕上がり状態等の作業確認用チェックリストを作成し、ＬＥＤ照明器具の全数について自主検査すること。項目は受注者が提案し、設置前に本市の了承を得ること。

(9) 写真撮影

設置前、設置中及び設置後に、別紙１に記載があるフロア内の照明器具の種類毎に撮影し、タイトル表記を整理した上で写真を完成図書に含めること。設置中の写真は３(8)のチェックリストの確認項目に基づき撮影するものとする。また、設置後のエリア毎の全景を撮影し、照明器具の種類毎の写真に紐づけること。なお、国土交通省大臣官房庁営繕部監修の営繕工事写真撮影要領の契約時点最新版に準拠すること。

(10) ＬＥＤ照明器具管理台帳の記入、提出

本市が指定する別紙３「ＬＥＤ照明器具管理台帳」に、既設照明器具と交換したＬＥＤ照明器具の詳細を作成すること。

ア ＬＥＤ照明器具に係る情報

イ 既設照明器具に係る情報

(11) 責任財産分界点

責任財産分界点はＬＥＤ照明器具と既設配線との接続点とし、設置に使用した天井材などその他の部材は本市の財産とする。

(12) 完成図書

以下の内容を取りまとめ、完成図書としてＰＤＦファイル形式で電子データを提出すること。

ただし、下記アはエクセルデータを併せて提出すること。

ア ＬＥＤ照明器具管理台帳

イ ＬＥＤ照明器具を設置した範囲の照明配置図（管理番号から設置箇所を特定できること。）

ウ 設置したＬＥＤ照明器具の姿図及び搬入記録（納品伝票の写し等）

エ チェックリスト

オ 配線等の補修を行った場合は補修内容の記録

カ 受注者による設置後自主検査結果

キ 各種写真（３(9)のとおり）

ク メーカー取扱説明書

ケ 既設照明器具の処分報告書（産業廃棄物管理票の写しを添付すること）

コ 関係諸官公庁等への申請等が完了していることを示す書類（必要な場合）

サ 緊急連絡先

(13) 安全管理

ア 受注者は、本業務の履行に際し、労働安全衛生法その他関係法令を遵守し、安全作業

を行うこと。

イ 作業時は作業員及び第三者への安全対策を徹底すること。

ウ 作業中は作業場所の整理整頓に努めるとともに、業務完了後は速やかに機材等を搬出し、作業場所の清掃を行うこと。

エ 作業従事者は作業に適した服を着用し、名札等で業者名を明確にすること。

オ 作業箇所の事故及びトラブル防止のため、関係者以外の立ち入り禁止措置を行うこと。

また、必要に応じて作業エリアのみならず通路や資材置場などの各部養生を行うこと。

カ 受託者は現場代理人を契約後 5 日以内に選任し、本市に通知すること。現場代理人は作業中の場合現場に常駐し、品質や工程、安全等に配慮した履行の指揮監督を行うこと。

キ 停電等、運営上必要な機能を停止する場合には、事前に本市と日程等を調整し、事故、紛争等を防止すること。

ク 作業期間中の火災や事故等に対応する保険に加入すること。

ケ 高所作業に当たっては、作業床を配置する、安全帯を使用するなど墜落防止の措置を講じること。また、高所作業に当たっては、脚立等不安定な昇降用具を使用した作業は行わないこと。

コ レッカー、ユニック設置時は誘導員を配置し、来庁者の通行帯・安全を確保すること。

(14) 事故処理

受注者は本業務履行に際し、受注者の責に帰すべき事由により本市又は第三者に損害を与えた場合、本市へ直ちに報告して原状に復すること。原状に復するための費用は受注者の負担とする。

(15) エコ運搬制度の励行

受注者（下請業者含む）は、保有又は賃借する自動車を使用して貨物又は廃棄物の運搬を行う際、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（平成 12 年川崎市規則第 128 号）第 79 条の 3 に規定する対象自動車を使用し、市内を発着して運行する場合を対象とし、次に掲げる環境配慮行動項目を実施するよう努めること。

ア 自動車の運行にあたっては、エコドライブを行うとともに、自動車にはエコドライブを実施する旨の表示（様式任意）を行うこと。

イ 第 79 条の 2 第 2 号に規定する車種規制不適合車を使用しないこと。

ウ 低公害・低燃費車を積極的に使用すること。

(16) その他

ア 仕様書等は、本業務の概要を示すもので、例え明記なき場合でも本業務履行上、当然必要と認められるものは本業務に含まれるものとする。また、受注者は、仕様書とともに賃貸借契約書の内容に基づいて履行すること。

イ 本仕様書と現況が異なる場合は、作業前に必ず本市と協議の上、対応すること。

ウ 業務に必要な費用、機器、消耗品、取替部品、安全器具等は受注者の負担とする。

エ 業務に必要な電力・用水は施設運営に支障がない範囲で本市が支給する。なお、それ

- 以外のものについては、自家発電機等を準備するなど、受注者にて対応すること。
- オ 業務の諸手続及びその費用は受注者の負担とする。
- カ 受注者は、業務に要する施設管理等について、自ら施設管理受託事業者に依頼すること。また、費用は受注者の負担とする。
- キ 受注者は業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、契約の解除及び期間満了後以降においても同様とする。
- ク 受注者は、本市の求めに応じ逐次内容を説明すること。
- ケ 受注者は施設の運営に支障の無いように本市との事前調整を行い、業務を遂行すること。また、施工中の騒音、振動には細心の注意を払うこと。
- コ 受注者は、業務に要する養生を必要に応じて自ら行うこと。また、養生作業は、建物、エレベーター、壁面、手すり、ワックス塗装、木面等、傷をつけることのないよう、事前に本市と調整の上で行うこと。
- サ 入退所、借用品（鍵、現場据付治具類、関係図面類）の取扱は本市と事前に打合せを行うこと。
- シ トイレは本市が指定した場所を利用すること。
- ス 喫煙場所は本市が指定した場所を利用すること。
- セ 受注者は、業務中事故が発生した時は、その理由に関わらず、直ちにその状況、処理対策等を本市に報告し、応急措置を加えた後、書面により本市及び施設管理者に詳細な報告並びにその後の対策案を提出すること。
- ソ 設置場所の移動可能な什器等の移動及び原状回復は受注者が行うこと。
- タ 施工に際し、疑義を生じた場合は本市と協議すること。
- チ 夜間作業等、警備員が必要な場合は受注者の負担とする。
- ツ 川崎市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金を活用した契約においては、補助金の交付を前提とした契約であるため、契約締結前に、事業者から市へ補助金の交付を申請し、決定の通知を受ける必要があり、必ず、補助金の交付を申請すること。

4 賃貸借物品の管理・故障対応

賃貸借期間満了時まで賃貸借物品が正常な状態で使用できるよう管理すること。

賃貸借期間における不点灯や照度不足等の本市の責によらない賃貸借物品の故障（以下、故障という）発生時に対応ができる体制を確立し、故障発生時連絡先をあらかじめ本市に通知すること。本市の責によらない故障は、受注者の費用負担により復旧させること。その他の場合における費用負担については、受注者と本市で対応を協議するものとする。また、受注者が付保した保険やメーカー保証による対応も可能とする。

(1) 故障発生時の連絡先

故障発生時の連絡先について、あらかじめ書面で通知すること。

(2) 故障発生時の対応

ア 受付時間

本市からの故障発生連絡を平日午前9時から午後5時まで受け付けられることとする。

イ 復旧

故障発生時は、故障箇所の特定制を行い、復旧方法、対応時間等を本市に報告し、了解を得た上で、迅速かつ適切に物品の取り替え、修理等を行うこと。ただし、故障等の原因が落雷等、機器の不具合によらない場合は、受注者と本市で対応を協議するものとする。

ウ 復旧時の確認

復旧時には、設置状態確認、点灯状態確認、分電盤の分岐回路ごとの絶縁抵抗測定、照度測定を行うこと。

エ 復旧後の報告

故障発生箇所、故障発生の原因、復旧方法を書面により本市に報告すること。

(3) 契約不適合責任期間

賃貸借物品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、契約不適合の修補又は物品の取り替え等履行の追完の請求を行うものとし、その期間は賃貸借期間開始後1年間とする。また、契約不適合責任期間終了1か月前から、契約不適合責任期間終了までの間に点灯状態の確認を行い、本市に書面で報告すること。

(4) 緊急連絡先

緊急連絡先を提示し、完成図書に含めることとする。

照明器具集計表（北部地区）

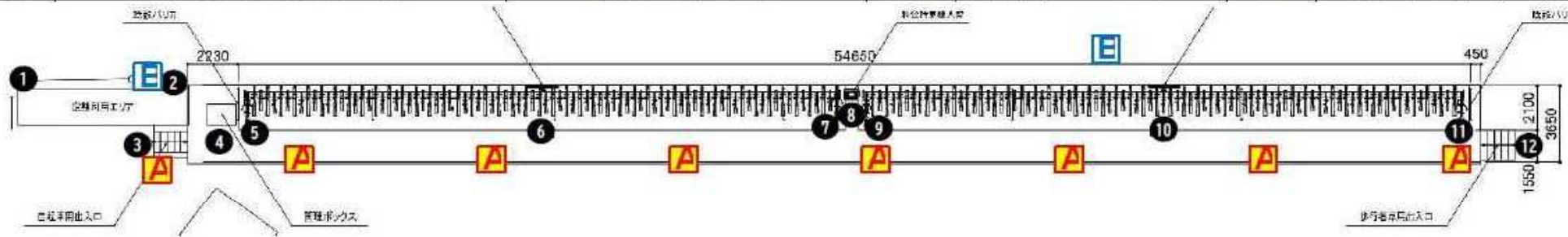
別紙 1

自転車等駐車場名	記号	形状	W数	灯数	型番	計
登戸駅周辺自転車等駐車場第 1 施設	A	直管タイプポール照明	20	1	不明	8
登戸駅周辺自転車等駐車場第 2 施設	A	ポール照明		1	不明	5
登戸駅周辺自転車等駐車場第 6 施設	A①	ポール照明		1	不明	4
	A③	壁面直付け照明		1		6
	E	投光器		1		1
京王稲田堤駅周辺自転車等駐車場第 1 施設	A	ポール照明		1	不明	5
	B	ブラケット		1	不明	9
	C	20形直管蛍光灯	20	1	FA21021Z-RPN	7
	D	40型直管蛍光灯	40	1	不明	1
京王稲田堤駅周辺自転車等駐車場第 2 施設	A	橋脚直付け		1	不明	12
	B	ポール照明		1	不明	1
向ヶ丘遊園駅周辺自転車等駐車場第 2 施設	A	ポール照明		1	不明	1
	B	ポール照明		1	不明	9
	C	スポット照明		1	不明	1
向ヶ丘遊園駅周辺自転車等駐車場第 9 施設	A	防水型20形直管	20	1	FL20S-W/M	24
読売ランド前駅周辺自転車等駐車場第 5 施設	A	ポール照明		1	不明	13
百合ヶ丘駅周辺自転車等駐車場第 1 施設	A	ポール照明		1	不明	8
新百合ヶ丘駅周辺自転車等駐車場第 1 施設	A	植栽灯		1	不明	7
	C	ポール照明		1		6
新百合ヶ丘駅周辺自転車等駐車場第 2 施設	A	ポール照明		1	不明	17
	B	ポール照明		1	不明	4
新百合ヶ丘駅周辺自転車等駐車場第 3 施設	A	ポール照明		1	不明	7
はるひ野駅周辺自転車等駐車場第 1 施設	A	ブラケットHID照明		1	YA51169-RLN	12
計						168

1階（地上階）

1/4

No	区	施設名	所在地	敷地面積	施設形態	屋根	収容台数	うち自転車	うち原付等
105	多摩区	登戸駅周辺自転車等駐車場第1施設	多摩区登戸新町4 2 1 番先	258㎡	構造物	床版	189台	189台	一台



Type
A × 8基



Type
B × 2基 (施設外電柱・LED照明)



①登戸第1：8基



1階（地上階）

1/4

No	区	施設名	所在地	敷地面積	施設形態	屋根	収容台数	うち自転車	うち原付等
106	多摩区	登戸駅周辺自転車等駐車場第2施設	多摩区登戸3 2 3 4番ほか	329㎡	平面	無	246台	246台	一台



Type
A × 5基



B × 1基 (LED照明)



Type
C × 1基LED (清算機用)



登戸第2：5基

1階（地上階）

1/4

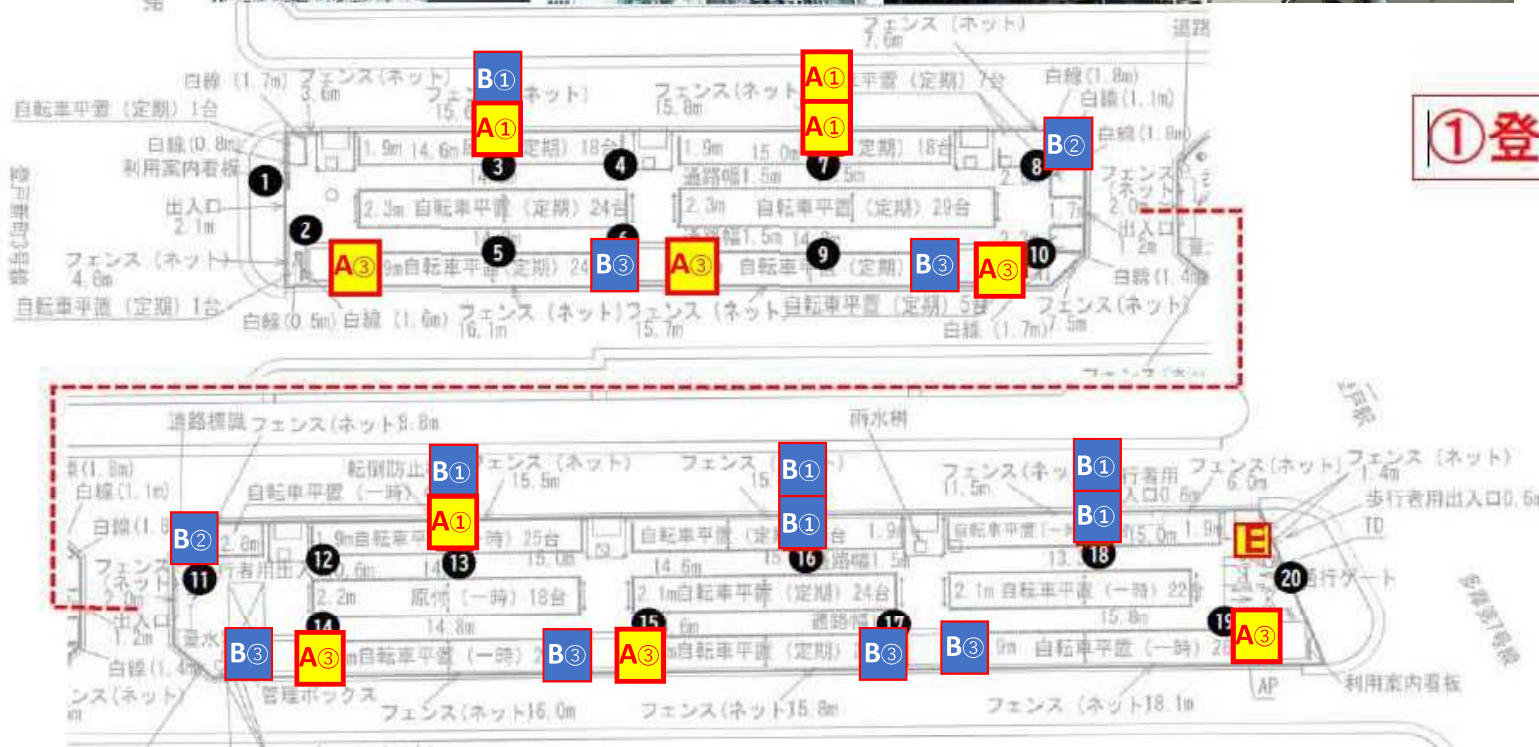
No	区	施設名	所在地	敷地面積	施設形態	屋根	収容台数	うち自転車	うち原付等
109	多摩区	登戸駅周辺自転車等駐車場第6施設	多摩区登戸新町316番7ほか	603㎡	平面	無	384台	298台	86台

Type A ×10基
※取付方式
3種類

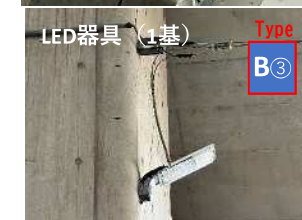
Type B ×14基



図略



①登戸第6： 11基

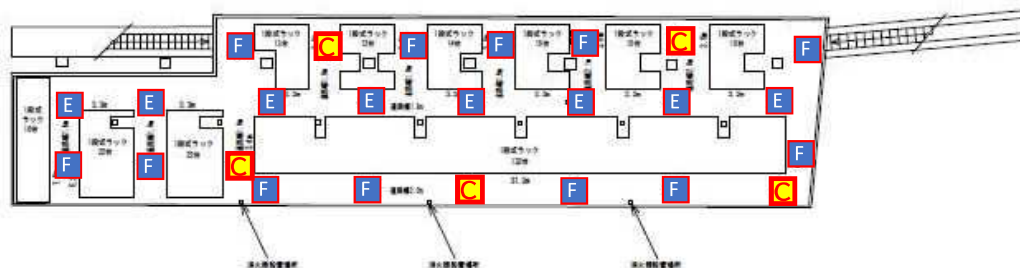


1 階



※LED (PHILIPS 20型)

2階



Type
E × 5基 (20形: 蛍光灯)



Panasonic 12年製
型番:FA21021Z-RPN



Type
E × 8基 (長尺:LED)



※LED (PHILIPS 40型)

Type
F × 12基 (短尺:LED)



※LED (PHILIPS 20型)

京王稲田堤第1 : 22基 (1F:17基 2F:5基)

特記事項	R2.7.31	図面作成			川崎市営自転車等駐車場 建設緑政局自転車利活用推進室	地区	北部ブロック	施設名	京王稲田堤周辺自転車等駐車場第1施設	面積	117
						行政区	多摩区	所在地	川崎市多摩区菅3丁目558番2	縮尺	1:150

1階（地上階）

1/4

No	区	施設名	所在地	敷地面積	施設形態		屋根	収容台数	うち自転車	うち原付等
118	多摩区	京王稲田堤駅周辺自転車等駐車場第2施設	多摩区菅3丁目536番2	502㎡	平面	1階建	無	99台	-台	99台

概略図



Type
A × 12基（橋脚直付け）

B × 1基（ポール設置）

Type
~~**E** × 2基（施設外電柱 LED照明）~~



⑤京王稲田堤第2：13基

概略图



Type **B** × 9基



Type
C ×1基 (TypeB下に設置)

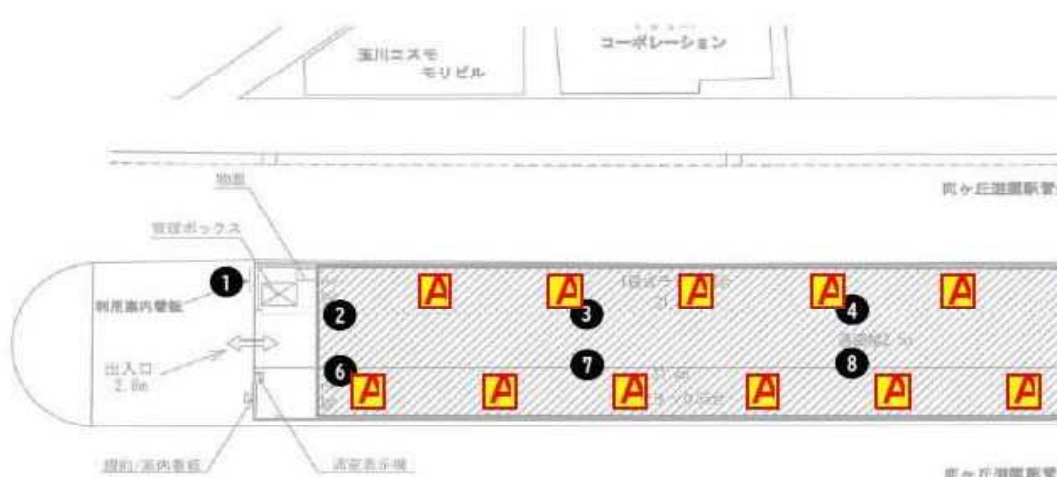


⑥向ヶ丘遊園第2
: 1 1基

1 階 (地上階)

1/4

No	区	施設名	所在地	敷地面積	施設形態	屋根	収容台数	うち自転車	うち原付等
122	多摩区	向ヶ丘遊園駅周辺自転車等駐車場9施設	多摩区登戸2695番3ほか	248㎡	平面	有	223台	161台	62台









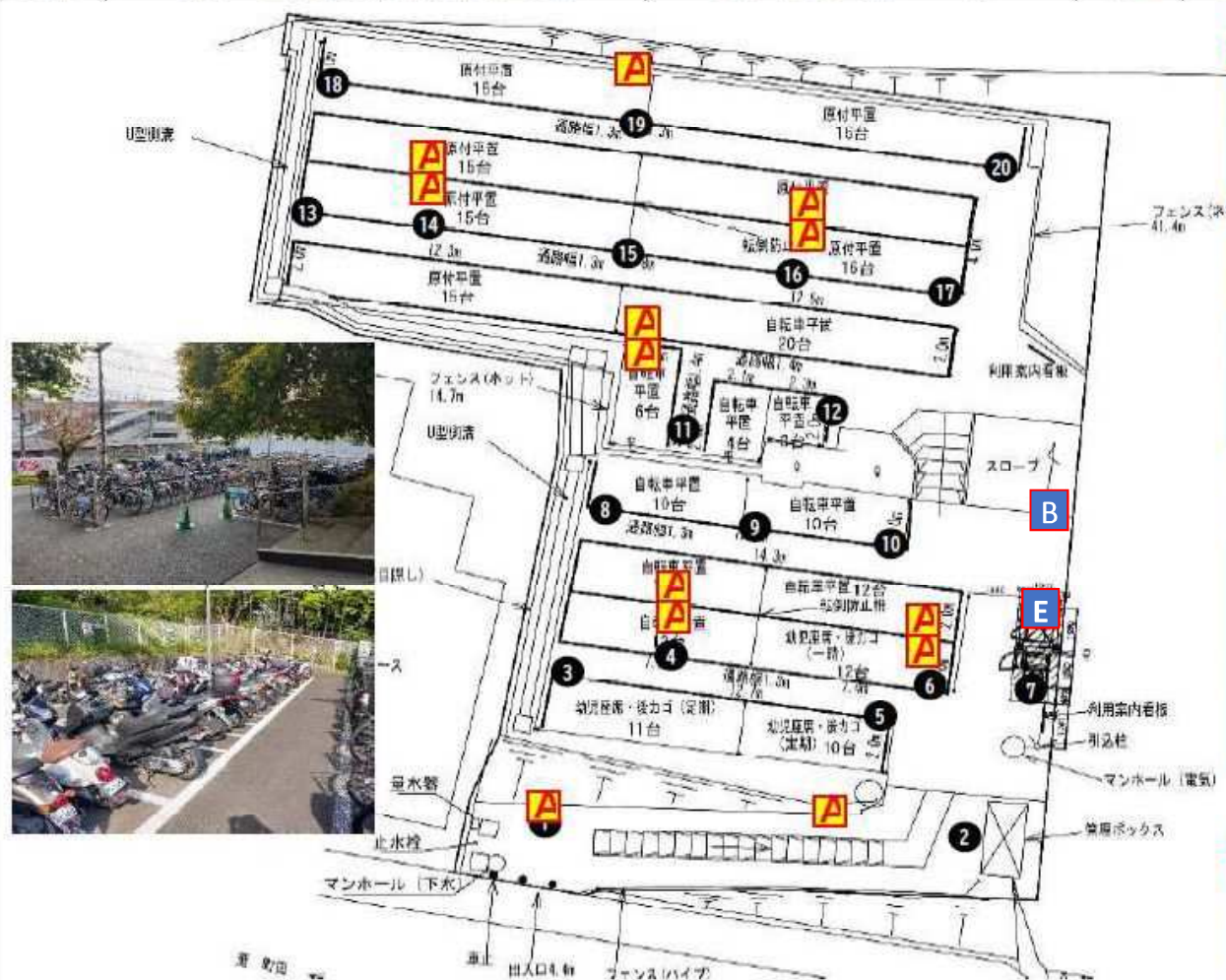
概略図

Type A × 24基

※蛍光灯20型 (Panasonic20形)
 ※蛍光灯の型番として、
 FL20SS-W/18R(18w)、
 FL20S-W/M(20w)等が混在している。

⑦向ヶ丘遊園第9
: 24基

No	区	施設名	所在地	敷地面積	施設形態	屋根	収容台数	うち自転車	うち原付等
135	多摩区	読売ランド前駅周辺自転車等駐車場第5施設	多摩区西生田1丁目2232番1	888㎡	平面	—	288台	179台	109台

Type
A ×13基Type
E ×1基LED (清算機操作)Type
B ×1基LED

Type **A** × 8基（設置方式2種）



方式① ポール設置 (1基)



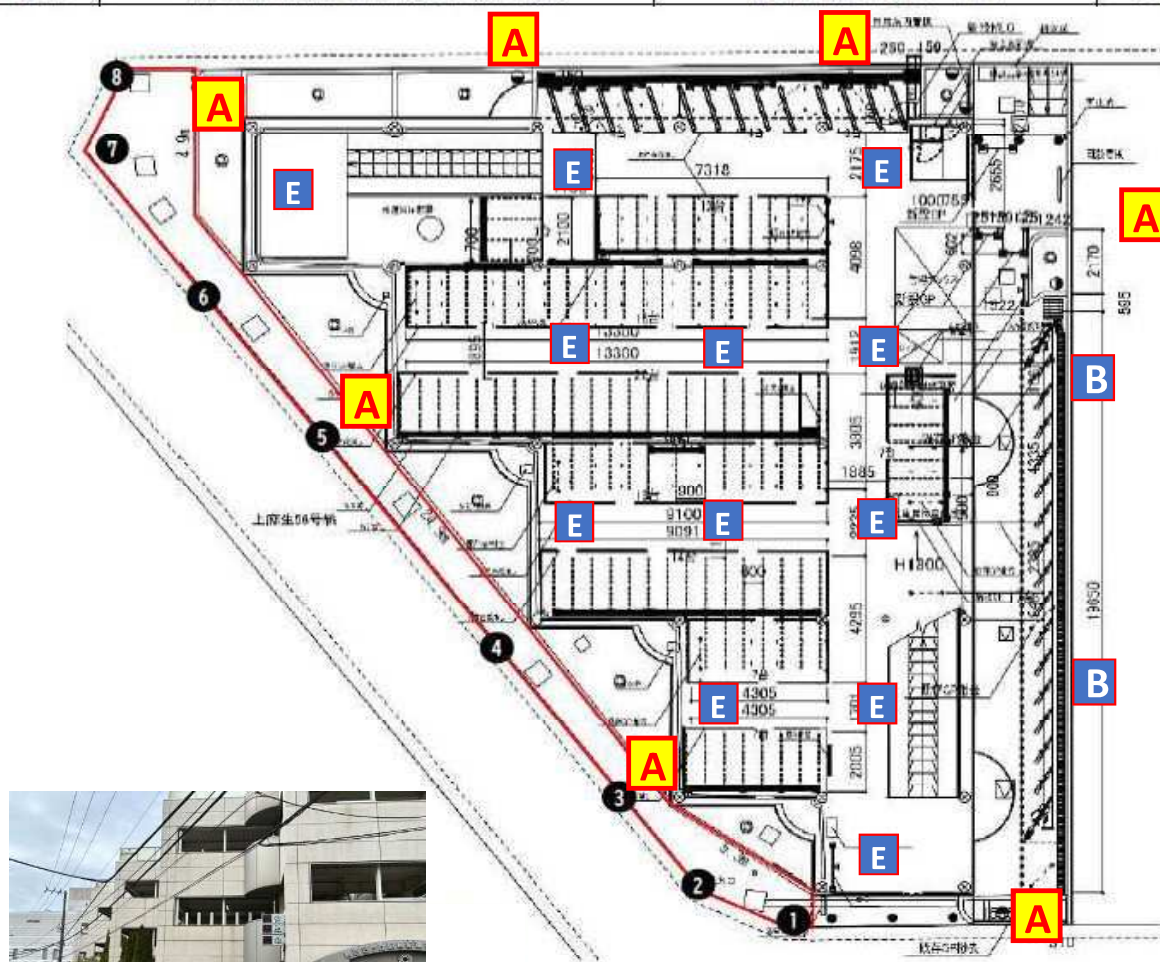
方式② ポール設置 (2基)

⑨百合ヶ丘第1
: 8基



No	区	施設名	所在地	敷地面積	施設形態		屋根	収容台数	うち自転車	うち原付等
138	麻生区	新百合ヶ丘駅周辺自転車等駐車場第1施設	麻生区上麻生1丁目17番4	635㎡	建築物	3階建（鉄骨造）	有	617台	286台	331台

概略図



新百合ヶ丘第1 : 13基 (屋上含む)

Type
A × 7基 (植栽灯)



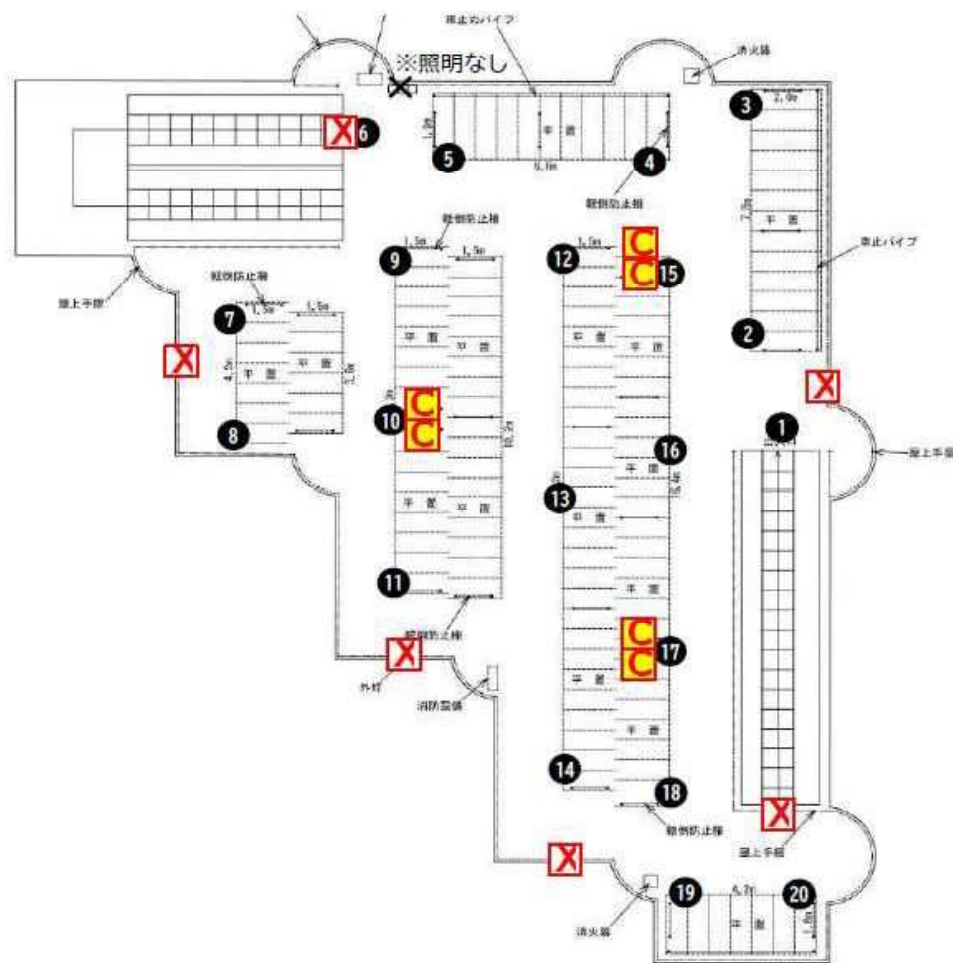
Type
B × 2基LED



Type
E × 38基LED (1F 12台・2F 14台・3F 12台)



IWASAKI 18年製 型番: ELTW4004



※新百合ヶ丘第1
屋上

Type
×6基



Type
×6基（現在、使用していない）

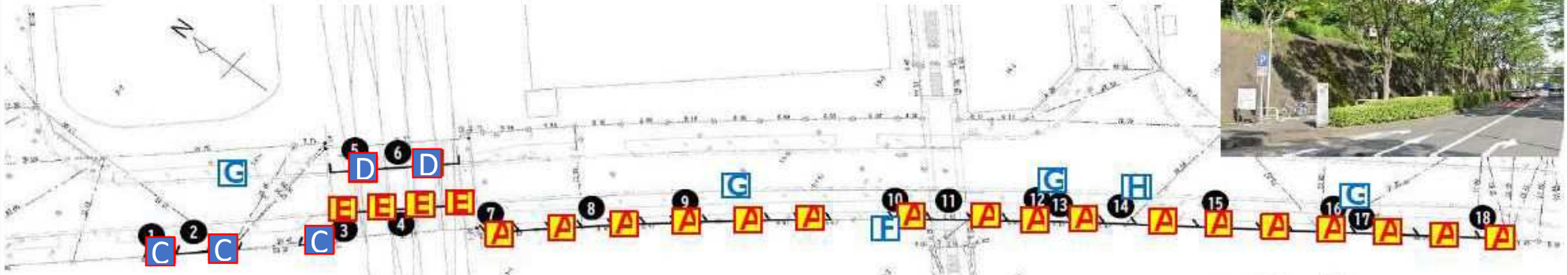


1階（地上階）

1/4

No	区	施設名	所在地	敷地面積	施設形態	屋根	収容台数	うち自転車	うち原付等
139	麻生区	新百合ヶ丘駅周辺自転車等駐車場第2施設	麻生区上麻生3丁目1番先	352㎡	平面	無	477台	477台	一台

図説



~~Type A × 17基~~
~~Type E × 4基~~
~~Type C 3基 (LED照明)~~
~~Type D 1基 (LED照明)~~
~~Type D 1基 (LED照明)~~












※施設外照明

~~Type F × 2基 (民間LED)~~




~~Type G × 4基 (道路LED)~~


~~Type H × 1基 (交差点LED)~~




万福寺通り市線(201.00~22.00)

※D 岩崎電気LED照明器具 E71252SAN9 (22年製)



⑪新百合ヶ丘第2：21基

1階（地上階）

1/4

No	区	施設名	所在地	敷地面積	施設形態	屋根	収容台数	うち自転車	うち原付等
140	麻生区	新百合ヶ丘駅周辺自転車等駐車場第3施設	麻生区万福寺1丁目100番13	161㎡	平面	無	104台	104台	-台

概略図



⑫新百合ヶ丘第3
：7基

Type
A × 7基



新百合ヶ丘
パークハウス
4番街

Type
B 1基（LED照明）



※岩崎電気 LED照明器具
E70066SAN9（21年製）



No	区	施設名	所在地	敷地面積	施設形態	屋根	収容台数	うち自転車	うち原付等
146	麻生区	はるひ野駅周辺自転車等駐車場第1施設	麻生区はるひ野4丁目103番1ほか	400㎡	平面	—	85台	45台	40台

Type
A ×12基

※National HID照明器具 YA51169-RLN

Type
E ×2基 (施設外、道路照明)

⑬はるひ野第1 : 12基

作業可能時間等の作業条件

			自転車等駐車場(屋外)	自転車等駐車場(屋内)	
1	作業 可能時間	平日	9:30～16:00	9:30～16:00	
		土曜日	9:30～16:00	9:30～16:00	
		日曜日	9:30～16:00	9:30～16:00	
		祝日	9:30～16:00	9:30～16:00	
2	資材・撤去品置場		自転車等駐車場の利用に影響が出ない場所にシート等で覆い保管すること	自転車等駐車場の利用に影響が出ない屋内に保管すること	
3	警備員の費用		作業時は受注者負担	作業時は受注者負担	

上記の内容は想定での作業条件を示したものであり、詳細については本市と協議するものとする。

施 設 名【
リース期間 年 月 日 ～ 年 月 日

[illegible]

(注) 列が不足する場合は追加すること。このシートに全ての照明の情報を記載すること。

記入上の注意

- | | |
|--------|----------------------------------|
| ①管理番号 | 個体に固有な値とし、同一番号を重複して用いないこと。 |
| ②種別 | シート「種別、管球の種類」を参照 |
| ③管球の種類 | シート「種別、管球の種類」を参照、その他の場合は備考に詳細を記載 |
| ⑪備考 | 器具に関する特殊条件などを記載 |

L E D照明器具管理台帳（記入例）

施 設 名【〇〇駅周辺自転車等駐車場第△施設】
リース期間 年 月 日 ～ 年 月 日

記入例
記入例
記入例

L E D照明器具							既設照明器具			
①管理番号	②種別	③場所	④定格消費電力（単位：W）	⑤定格電圧（単位：V）	⑥メーカー名	⑦メーカー品番	⑧定格消費電力（単位：W）	⑨管球の種類（その他の場合備考に詳細を記載）	⑩型式	⑪備考
1	一般照明	駐車場通路	22.8	100	〇〇電機	K***	40	蛍光灯	FL	
2	外灯（ポール灯）	道路	40	100	△△電機	F***	100	水銀灯	MF	
3	その他外灯	外壁	10	100	〇〇電機	K***	10	蛍光灯	FL	外壁

（注）列が不足する場合は追加すること。このシートに全ての照明の情報を記載すること。

記入上の注意

- ①管理番号 個体に固有な値とし、同一番号を重複して用いないこと。
- ②種別 シート「種別、管球の種類」を参照
- ⑨管球の種類 シート「種別、管球の種類」を参照、その他の場合は備考に詳細を記載
- ⑪備考 器具に関する特殊条件などを記載

種別、管球の種類

別紙 3 - 3

②種別	⑨管球の種類 (その他の場合、備考欄に詳細を記載)	定義
一般照明	蛍光灯 (F L)、蛍光灯 (H f)	室内照明器具を指す。 蛍光灯 (F H T等含む)、ダウンライト等 その他の場合、備考に詳細を記載
	白熱灯	
	L E D	
	その他	
高天井照明	水銀灯	高天井に設置する高輝度照明を指す。 高天井に設置の 4 0 W程度のベースライト等は一般照明へ記載 その他の場合、備考に詳細を記載
	メタルハイドランプ	
	ナトリウムランプ	
	L E D	
誘導灯	蛍光灯 (F L)、蛍光灯 (H f)	避難誘導等を指す。 電気を使用しない誘導プレートは含まず。 その他の場合、備考に詳細を記載
	L E D	
	その他	
	その他	
非常用照明	蛍光灯 (F L)、蛍光灯 (H f)、 L E D等	非常用照明器具を指す。 蛍光灯一体型も含む。 その他の場合、備考に詳細を記載
	その他	
	その他	
	その他	
外灯 (ポール灯)	水銀灯	その他の場合、備考に詳細を記載
	メタルハイドランプ	
	ナトリウムランプ	
	L E D	
その他外灯	その他	外壁灯、庭園灯、投光器等を指す。 その他の場合、備考に詳細を記載
	その他	
	その他	
	その他	

一般照明
高天井照明
誘導灯
非常用照明
外灯 (ポール灯)
その他外灯